

第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉¹計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について

保健福祉部 障害福祉課

1 計画の目的と計画策定の根拠

○長野市障害者基本計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、障害者のための施策に関する基本的な計画(現行計画期間:平成23年度～令和2年度の10年間)

○第5期長野市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画

○第1期長野市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づく、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画
(現行計画期間:平成30年度～令和2年度の3年間)



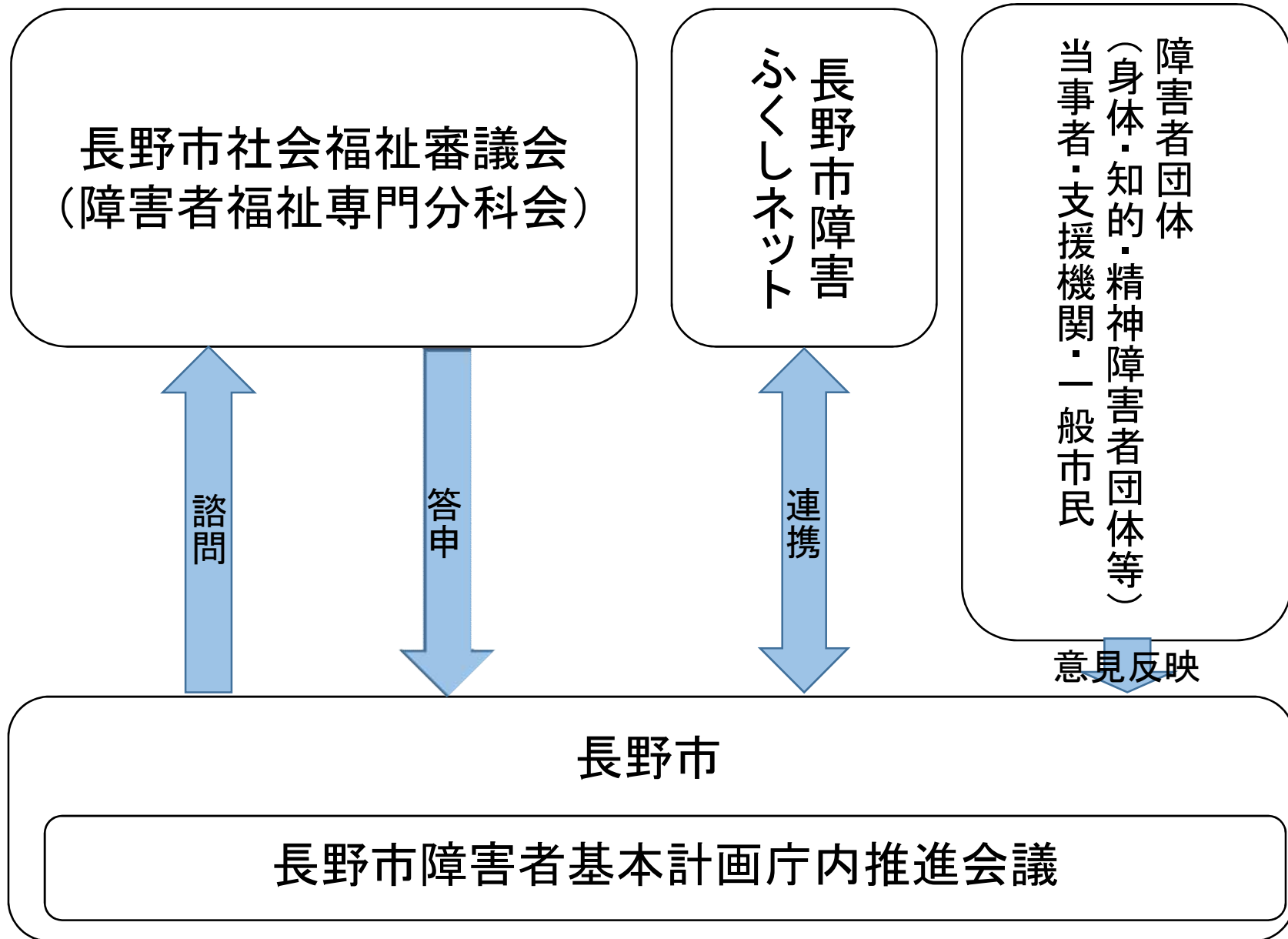
3つの計画が同時に終了することから一体化して策定

2 計画期間の変更

現行の長野市障害者基本計画は計画期間を10年間としているが、計画期間を3年間とする第6期長野市障害福祉計画、第2期長野市障害児福祉計画と終了時期を合わせるため、第2次長野市障害者基本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間とする。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8		
市障害者基本計画	第1次										第2次							
市障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期											
市障害児福祉計画								第1期		第2期								
県障害者計画	長野県障がい者プラン2012							長野県障がい者プラン2018										
県障害福祉計画	第3期		第4期		第5期													
県障害児福祉計画								第1期										
国障害者基本計画			第3次障害者基本計画					第4次障害者基本計画										

3 計画の策定体制



4 計画策定のスケジュール

項目	令和元年度												令和2年度												2021年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
内容	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>各事業の評価検証 新規・廃止事業洗い出し</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>住民ニーズ調査</p> </div> </div>												<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>骨子案作成</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>基本計画素案・障害福祉計画素案作成 サービス量の見込</p> </div> </div>												計画施行	
部長会議													○				○			○						
市議会																	○						○			
社会福祉審議会	スケジュール・策定体制の説明		計画実施状況報告、アンケート案提示								諮問			基本計画・障害福祉計画素案		サービス量の見込							答申			
障害者福祉専門分科会		○		○					中止		○				○		○		○			○				
庁内推進会議			○					中止		○	諮問、アンケート結果報告			○		○		○				○				
障害ふくしネット			○							○				○		○		○				○				